

国際日本文化研究センター研究教育職員の任期に関する規則

平成20(2008)年 6月20日 制定
令和4(2022)年 3月 4日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構の研究教育職員の任期に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、国際日本文化研究センター（以下、「センター」という。）の研究教育職員の任期について定める。

(任期)

第2条 規程第3条第1号に定める助教の任期は、3年とする。

- 2 規程第2条に基づき任期を定める組織の名称及び規程第3条第2号に基づき任期を定める職は、別表に定めるとおりとし、当該職に任用する研究教育職員の任期は同表に定めるとおりとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下、「機構」という。）に有期雇用職員として在職した者を、本規則に基づいてセンターに任用する場合、当該研究教育職員の任期は、2以上の期間（平成25年4月1日以降に開始される機構における有期雇用職員としての雇用契約期間）を通算した契約期間（以下「通算契約期間」という。）が、5年（規程第3条第2号に掲げる職員については10年）を超えない範囲で変更するものとする。ただし、平成25年4月1日以降に開始される雇用契約期間のうち、6月以上の空白期間があり当該空白期間前に雇用契約期間が満了しているものについては、通算契約期間に算入しない。

(再任)

第3条 前条に定める研究教育職員の任期満了後、所長が特段の必要を認める場合は、再任することができる。

- 2 規程第3条第1号に掲げる職員については、再任の期間を2年とし、1回を限度とする。
- 3 規程第3条第2号に掲げる職員については、再任の期間を3年とし、2回を限度とする。
- 4 前2項の規定に関わらず、機構に有期雇用職員として在職した者を、本規則に基づいてセンターに任用し、任期満了後に再任する場合、当該研究教育職員の再任の期間は、通算契約期間が5年（規程第3条第2号に掲げる職員については10年）を超えない範囲で変更するものとする。
- 5 第2項、第3項及び第4項に定めるもののほか、第1項に関して必要な事項は、別に定める。

(任期付任用の同意)

第4条 採用及び再任に当たっては、文書により採用または再任される者の同意を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成20年6月20日から施行し、平成20年4月1日以降に新たに採用される者について適用する。
- 2 平成19年2月8日（センター会議）制定の国際日本文化研究センター研究教育職員の任期に関する規則は廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 （削除）
- 3 （削除）

附 則

- 1 この規則は、平成27年9月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4(2022)年4月1日から施行する。

別表

| 組織の名称 | 職 | 任期 |
|---------|-----|----|
| 国際研究企画室 | 准教授 | 3年 |
| 総合情報発信室 | | |